

香教連速報

給与
勧告

香川県
人事委員会

平成20年 職員の給与に関する報告と勧告

月例給、期末・勤勉手当改定なし

香川県人事委員会は、10月8日（水）、香川県議会議長と知事に対し、本県職員の平成21年度の給与については、民間の支給割合とおおむね均衡しており、改定なしを勧告した。本年の給与勧告のポイントとしては、地域手当支給割合の改定と、主幹教諭導入に伴う給料表を新設したことである。

香教連としては、勧告の内容をおおむね評価している。ただし、地域手当が支給される際には全県一律支給にすること、主幹教諭への過度の負担をかけた運用や指導教諭の導入等が実現されれば、望ましい内容になると考える。



[人事委員会より勧告を聞く各団体代表]

【人事委員会勧告制度とは】

職員の給与水準を、民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保するために設けられたもの。

【昨年度の人事委員会勧告】

昨年度は、6年ぶりに月給と期末・勤勉手当を上げる勧告があった。また、扶養手当も1,000円引き上げられた。（ただし、月例給については、初任給を中心に若年層に限定しての改定であり、中高年齢層は据置であった。）

【本年度の人事委員会勧告】

1 民間給与との比較

(1) 月例給の比較

民間給与との較差 582円 0.15% (昨年 4,487円 1.17%)

昨年度に比べて、民間給与とわずかに少ない較差であるため、月例給は据置になった。

ただし、現在、「知事等の給与等の特例に関する条例」による減額措置（いわゆる給与カット）が行われているため、実際の較差は18,259円 4.97%下回っている。このことについては、人事委員会が、「早期に給与勧告制度の基づく本来の職員の給与水準が確保されることを強く期待する」とコメントしている。香教連としては、早急に減額措置をやめること、また、さらなる減額措置が行われないよう、今後知事や県議会に要望を行うことにしている。

(2) 期末・勤勉手当の比較

民間の年間支給割合 4.49月分 県職員の年間支給月数 4.50月分

民間に比べて、0.01月分とわずかに多い格差であるため、おおむね均衡であるという結論になり、期末・勤勉手当も据置になった。